

令和7年度補正 担い手確保・経営強化支援事業のうち「担い手確保・経営強化支援対策」に係る要望調査の留意事項

(1) 個別経営体調書の作成について

- ・事業内容は、  
農産物の生産、加工、流通、販売等に必要な機械・施設等の改良、拡大更新又は新規取得であること、  
(※既存機械の単純更新などは対象外)  
農協、銀行、(株)日本政策金融公庫等からの融資を活用すること  
(※市町村が認める者及び事業実施主体が認める者は除く)  
整備内容ごとに50万円以上であること、  
新品の耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること  
(※中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以上であること)  
農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないことが必要です。
- ・本事業の補助率は1／2（上限）です。助成対象者毎の配分上限は以下のとおりです。
  - ・法人：3,000万円
  - ・法人以外の者：1,500万円
  - ・市町村が認める者：100万
- ・助成金の額は、以下の（ア）～（ウ）により算定した額のうち最も低い額（※市町村が認める者及び事業実施主体が認める者は、（ア）又は（ウ）により算定された額のいずれか低い額）が助成金額となります。
  - （ア）事業費に2分の1を乗じて得た額
  - （イ）融資額（機械等の導入に当たって融資を受ける額）
  - （ウ）「事業費－融資額－地方公共団体等による助成額」で算出された額
- ・交付決定後においても見積もり合わせ等により事業費が変更されれば同様です。
- ・下取りは実質値引きに相当しますので、事業費から減額してください。
- ・整備を予定している機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。また、農業経営改善計画や人・農地プラン等との整合性がとれていることが必要です。
- ・事業が採択された場合、整備した施設や機械等について、気象災害等被災に備えた措置と

して、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者の要保証などに加入をする必要があります。また、処分制限期間において加入等が継続される必要があります。

- ・消費税の課税区分が「本則課税」の場合は、事業費は税抜額となります。

## (2) 目標設定について

- ・必須目標：「付加価値額の1割以上の拡大」

(※市町村が認める者は「付加価値額の拡大」)

- ・選択目標：「経営面積の拡大」「農産物の価値向上」「農業経営の複合化」「農業経営の法人化」「環境配慮の取組」「輸出の取組」等から1つ以上設定  
…令和9年度を目標年度とする数値目標を設定

(配分基準表により、今後の取組に基づきポイント化している場合、当該ポイント化した項目に対応する成果目標を必ず設定すること)

## (3) 導入機械等の規模決定について

・現状ではどういったところに問題があり、なぜその規模の機械導入が必要なのか、要望する機械規模より小さい規模ではなぜ支障があるのかについて説明を記載し、参考様式に基づき資料等とともにご提出ください。単純更新や過剰投資と判断される場合は事業を実施いただけませんので、要望調査時点で十分ご検討ください。

なお、事業実施地区内で過半を使用していただく必要があります。

## (4) その他

- ・免税事業者もしくは簡易課税事業者として助成を受ける場合、免税事業者であることを証する書類をご提出ください。任意組織については構成員すべてについて、ご提出ください。
- ・事業採択の候補者としての通知を受けられた後で、農業者様側の都合で辞退される場合、理由によっては今後の補助が受けられない場合もあります。
- ・過去に同じような補助事業を活用されている方は、過去の事業で目標が達成されていなければ、要望していただくことはできません。
- ・その他不明点がありましたら問い合わせ先まで個別にご相談ください。